

## スクールバス運行業務委託仕様書

1 目的 このスクールバス（小型バス等1台）は、知的障害児施設 佐賀県療育支援センターとの連携のもと、当該施設に入所している知的障害及び身体障害のある児童生徒の通学の円滑化と安全を図るために使用する。

2 運行区画・時間 ただし年に数回程度時間の変更有。

### 【登校時】（往復 22.5km）

ルート	時間
佐賀県療育支援センター	8 : 35
佐賀県立金立特別支援学校	8 : 40
佐賀県立大和特別支援学校	9 : 05
佐賀県療育支援センター	9 : 20

### 【下校時】（往復 23.5km）

ルート	時間
佐賀県療育支援センター	14 : 50
佐賀県立金立特別支援学校	15 : 00
佐賀県療育支援センター	15 : 10
佐賀県立大和特別支援学校	15 : 30
佐賀県療育支援センター	15 : 50

3 乗車予定人員 知的障害及び身体障害のある児童生徒総数 20 名程度、佐賀県療育支援センター添乗職員 2 名程度

4 業務内容 (1) 上記2の運行区間のバスの運行  
(2) 車両の管理等  
(3) 乗務員（運転手）は、児童生徒の置き去り等の事故が発生しないよう登校時における学校着及び下校時における乗降場所において、すべての児童生徒が降車したことを1席ずつ1番後ろの席まで確認すること。また、置き去り等の有無について、都度学校へ報告すること。

5 契約期間 令和8年8月31日から令和9年3月31日まで

6 運行見込日数 年間126日（1日の運行回数は登下校時各1回、ただし、年に数回変更有）

7 運行計画 別紙運行計画表による。変更する場合は下記の要領で行う。

#### ア 運行日の変更

学校が運行日を変更する時は、1週間前までに受託者に連絡する。

イ 運行時刻の変更

- ・登校時…学校は始発時刻の1時間前までに受託者に連絡する。
- ・下校時…学校は学校を出発しようとする時刻の1時間前までに受託者に連絡する。

ウ 運行を中止する場合

- ・学校は午前7時までに受託者に連絡する。

- 8 請求・支払 当月分を翌月に学校へ請求書を提出し、学校は適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- 9 消費税等の扱 請求及び支払金額は、契約単価に実績日数を乗じた金額の合計額に消費税及び地方消費税率を乗じた金額（円未満切捨）とする。
- 10 運行状況報告 受託者は毎月、月末に当該月の運行状況を取りまとめ、翌月初めに学校へ報告すること。
- 11 運行車両
- (1) 車両は小型バス等1台（九州運輸局公示「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法」に定める車種区分小型車によるものとする）とする。
  - (2) 乗車・降車時に児童生徒の所在確認が確実に行われるようにするため、こども家庭庁が公開している「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置リスト」に掲載された安全装置を装備すること。
  - (3) 契約締結日から安全装置を装備するまでの間、または、車検や事故等により、安全装置を装備した車両が一時的に運行できない場合には、代替措置を講じること。  
(例：運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に児童生徒の所在確認を行ったことを記録する書面を備える。など)
- 12 その他 知的障害及び身体障害のある特別な支援が必要な児童生徒が利用するため、チャイルドシートの装着など個別の対応が必要になる場合がある。また、状況に応じてすぐに対処できるように通路の確保をするため、補助席の利用は考えないものとする。